

〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）利用申込書兼保証委託依頼書ご記入例

ご注意事項

- ご記入内容が事実と相違する場合には、ご利用いただけないことがありますので、正確にお書きください。
- 必ずお借入れをされるご本人さまがご記入ください。**
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。
- 万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はご返却いたしません。

ご記入例をご覧になり、漏れなくお書きください。

- 本人確認書類の写しと共にご返送・ご送信ください。
- なお、返済用預金口座同時申込みの場合は、同封する預金口座開設申込書と合わせて郵送によりご提出ください。**（本申込書の「FAX送信ページ」と記載されているページをご郵送ください。）
- FAXで送信される場合は、「FAX送信ページ」と記載があるページのみご送信ください。
- 本記入例はお申込後も保管してください。

〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）利用申込書兼保証委託依頼書

FAX送信ページ
FAX番号 0120-799-662

株式会社秋田銀行 御中
エム・ユー信用保証株式会社 御中（保証委託先）

申込日 平成 年 月 日

1 私は別紙記載の「当座貸越契約〔あきぎん〕スマートネクスト（カードローン型）」および「銀行における個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社の保証により貴行へ借入カードローンを申込みます。
2 私は別紙記載の「保証委託約款」および「保証委託先における個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社へ保証委託を申込みます。
3 返済用普通預金口座を新開設する場合は、返済用普通預金口座番号欄は銀行において記入願います。
4 私はこの申込にもなる審査の結果、契約できなくとも異議ありません。

おとこ	〒	-	TEL	-	-
お申込人	生年月日	昭和・平成	年	月	日生
	性別	男・女			
	おなまえ	(フリガナ)			
お勤め先			お勤め先電話番号	TEL - -	

取引店	返済用普通預金口座番号
-----	-------------

希望極度額 万円

契約に関する諸条件を確認のうえ、申込いたします。

ご署名

お振込希望額	振込金額	振込口座
<small>ご契約と同封（カード到着前）にお借入れを希望される方は、右の欄に希望金額をご記入ください。（1万円単位）（100万円以下、お振込金額が極度額を超える場合は極度額とさせていただきます。）</small>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/>

銀行使用欄

検印	係印	記載内容照合

店番	郵番
受付番号	
保証番号	
実行年月日	

ご記入日をお書きください。

郵便番号、およびアパート・マンション名、部屋番号までお書きください。

返済用預金口座をお持ちの場合ご記入ください。（同時開設の場合、銀行において記入します。）

キャッシュカード到着前のお借入（振込）をご希望の場合、振込金額をご記入ください。

ご希望する極度額をご記入ください。

同封する「〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）のご案内」をご確認のうえご署名ください。

〈送付書類の確認〉FAX送信またはご郵送により書類を提出される前に、必要書類を再確認ください。

- 〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）利用申込書兼保証委託依頼書
- 〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）ローンカード 暗証番号届
- ご本人確認書類のコピー（以下に記載するいずれか）
 - 運転免許証（表・裏両面）
 - 健康保険証（表・裏）
 - 住民基本台帳カード（表・裏）
 - パスポート
 - 在留カード
 - 特別永住者証明書

〈ご郵送時の返送先〉
〒010-8655
秋田市旭北錦町1-42
秋田銀行 リテール営業部 ローン業務チーム あて

〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）利用申込書兼保証委託依頼書

FAX送信ページ
FAX番号 0120-799-662

株式会社秋田銀行 御中

エム・ユー信用保証株式会社 御中（保証委託先）

申込日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

- 私は別紙記載の「当座貸越契約〔〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）〕および「銀行における個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社の保証により貴行へ標記カードローンを申込みます。
- 私は別紙記載の「保証委託約款」および「保証委託先における個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社へ保証委託を申込みます。
- 返済用普通預金口座を新規開設する場合は、返済用普通預金口座番号欄は銀行において記入願います。
- 私はこの申込にともなう審査の結果、契約できなくとも異議ありません。

お 申 込 人	おところ 〒	—	TEL	—	—		
	(アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください)						
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	性別	男・女
	おなまえ (フリガナ)						
お勤め先			お勤め先 電話番号	TEL	—	—	

取引店	返済用 普通預金 口座番号								
-----	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

希望極度額					万円
-------	--	--	--	--	----

契約に関する諸条件を確認のうえ、申しいたします。

ご署名	
-----	--

お振込希望額	ご契約と同時（カード到着前）にお借入を希望される方は、右の欄に希望金額をご記入ください。（1万円単位） （100万円以下、お振込金額が極度額を超える場合は極度額とさせていただきます。）	振込金額		振込口座	上記返済用 預金口座と 同一となります。
			万円		

銀行使用欄

検印	係印	記載内容照合

店番		顧客 番号	
受付番号			
保証番号			
実行年月日			

〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）ローンカード 暗証番号届

FAX送信ページ
FAX番号 0120-799-662

株式会社秋田銀行 御中

申込日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

お 申 込 人	おところ 〒	—	TEL	—	—	
	(アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください)					
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	性別
おなまえ (フリガナ)						

郵送により提出される場合、暗証番号
が見えないようお貼りください。
(FAXの場合、不要です。)

暗証番号をご記入ください

暗証番号				
------	--	--	--	--

--

暗証番号は4けたの数字をご記入ください。ただし、以下の
暗証番号はご使用いただけません。

- 生年月日（西暦および和暦）を使用した組合せ
- 同一の数字、連続した並びの数字
（例）「0000」「1111」「1234」
- 電話番号の下4けたと同じ

銀行使用欄

(暗証)

検印	係印

店番							
当座貸越専用 口座番号							

〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）利用申込書兼保証委託依頼書 （お客様控え）

株式会社秋田銀行 御中

エム・ユー信用保証株式会社 御中（保証委託先）

申込日 平成 年 月 日

- 1 私は別紙記載の「当座貸越契約〔〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）〕」および「銀行における個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社の保証により貴行へ標記カードローンを申込みます。
- 2 私は別紙記載の「保証委託約款」および「保証委託先における個人情報の取扱いに関する同意条項」を確認し、同意のうえ、上記保証会社へ保証委託を申込みます。
- 3 返済用普通預金口座を新規開設する場合は、返済用普通預金口座番号欄は銀行において記入願います。
- 4 私はこの申込にともなう審査の結果、契約できなくとも異議ありません。

お 申 込 人	おところ 〒 - TEL - - <small>（アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください）</small>
	生年月日 昭和・平成 年 月 日生 性別 男・女
	おなまえ <small>（フリガナ）</small>
	お勤め先 お勤め先電話番号 TEL - -

取引店	返済用普通預金口座番号
-----	-------------

希望極度額	万円
-------	----

契約に関する諸条件を確認のうえ、申しいたします。

ご署名

お振込希望額	ご契約と同時（カード到着前）にお借入を希望される方は、右の欄に希望金額をご記入ください。（1万円単位） （100万円以下、お振込金額が極度額を超える場合は極度額とさせていただきます。）	振込金額		振込口座	上記返済用預金口座と同一となります。
		万円			

銀行における個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条 個人情報の利用目的について

申込者（申込人および契約者をいう。以下同じ。）は、銀行が個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）にもとづき、申込者の個人情報（本申込後の変更内容および本申込前に取得した内容も含みます。以下同じ。）を、下記の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

<p>業務内容</p> <p>(1)預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務</p> <p>(2)投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務</p> <p>(3)その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）</p> <p>利用目的</p> <p>当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的で利用いたします。</p> <p>なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等にもとづき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。</p> <p>(1)各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため</p> <p>(2)犯罪収益移転防止法にもとづくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため</p> <p>(3)預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため</p> <p>(4)融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため</p> <p>(5)適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため</p> <p>(6)与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</p> <p>(7)他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>(8)お客様との契約や法律等にもとづく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>(9)市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</p> <p>(10)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため</p> <p>(11)提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため</p> <p>(12)各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</p> <p>(13)その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため</p>

利用目的が法令等にもとづき限定されている場合の取扱いは、当該法令等にいたします。

○銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

○銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

第2条 個人信用情報機関の利用登録等について

- (1)申込者は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
- (2)銀行がこの申込みに関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込者は、その利用した日および本申込みの内容

等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

- (3)申込者は、本申込みによる契約（以下、「本契約」という。）にもとづく下記の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から、5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- (4)申込者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

- (5)前4項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行ではできません。）

①銀行が加盟する個人信用情報機関

名称	ホームページ (URL)	電話番号
全国銀行個人信用情報センター	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html	03-3214-5020

②上記機関と提携する個人信用情報機関

名称	ホームページ (URL)	電話番号
株式会社 日本信用情報機構	http://www.jicc.co.jp/	0570-055-955
株式会社 シー・アイ・シー	http://www.cic.co.jp	0120-810-414

第3条 個人情報の第三者提供について

1 保証会社への第三者提供および保証会社からの第三者提供

- (1)銀行より保証会社に提供される情報
- 申込者は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込者に関する下記個人情報が、保証委託する保証会社における下記利用目的のために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。（申込者に関する個人情報）

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書、契約書ならびに付属書類等本申込みにあたり提出する書類に記載されるすべての情報
- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報

- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込者の銀行における取引情報（過去のものを含む。）
- ④延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- ⑤銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

〈利用目的〉

- ①本申込ならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定のため
- ②保証取引の継続的な管理のため
- ③加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者へ提供するため
- ④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- ⑤市場調査等研究開発のため
- ⑥取引上必要な各種郵便物の送付のため
- ⑦金融サービスの各種ご提案のため
- ⑧その他申込者との取引が適切かつ円滑に履行されるため

②保証会社から銀行に提供される情報

申込者は、本申込および本取引にかかる情報を含む申込者に関する下記個人情報が、銀行における下記利用目的のために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。

〈申込者に関する個人情報〉

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、保証会社あての申込書、契約書ならびに付属書類等本申込みにあたり提出する書類に記載されるなどのすべての情報
- ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報
- ⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
- ⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

〈利用目的〉

- ①保証審査結果の確認のため
- ②保証取引の状況確認のため
- ③代位弁済の完了確認のため
- ④その他第1条に定める銀行における個人情報の利用目的のため

2 債権譲渡にともなう第三者提供

ローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、ほかの事業者等に移転することがあります。申込者は、その際、申込者の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のため利用されることに同意します。

第4条 金融商品等およびサービスのご案内について

申込者が銀行からのダイレクトメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されず、申込者からこれを中止するための申し出があった場合は、業務上必要な場合および以下の場合を除き、銀行からのご案内をいたしません。

- ①申込者が銀行の窓口等で、手続きをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。
- ②本取引に関する商品およびサービスのご案内のため

第5条 個人データの取扱いの委託等について

申込者は、銀行が第三者に個人情報の取扱いを委託する場合に、保護措置を講じたうえで、申込者の個人データの取扱いを当該委託先に委託することに同意します。

第6条 個人情報の開示・訂正・削除について

- (1)申込者は、銀行が別途定める手続きに従い、法令等にもとづき、銀行に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。
- (2)銀行が保有、登録している個人データの内容に不正確または誤りがある場合には、申込者は、銀行が別途定める手続きに従い、法令等の範囲内で訂正または削除を求めることができます。申込者の求めに理由があることが判明した場合には、銀行は、当該個人データの訂正・削除をすみやかに行います。

第7条 同意条項に不同意の場合について

銀行は、申込者が、本申込書記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含む。）の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本申込みの受付をお断りする

ことがあります。ただし、第4条におけるご案内を中止するためのお申し出があった場合でも、これを理由に銀行が本申込をお断りすることはありません。

第8条 融資契約にいたらなかった場合の個人情報の利用・提供・預託について

申込者は融資契約にいたらなかった場合であっても、申込者が申込みした事実を、銀行が第1条、第2条、第3条および第5条のとおり、一定期間利用、第三者への提供および取扱いの委託をすることに同意します。

第9条 問い合わせ窓口について

第6条における申込者の個人情報の開示・訂正・削除の求めに関する問い合わせ、第4条におけるダイレクトメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申し出に関する問い合わせ、およびその他個人情報に関する問い合わせは、営業店ほか下記お客様サービスセンターに相談するものとします。

〒010-8655 秋田市山王三丁目2番1号

株式会社秋田銀行 お客様サービスセンター

電話：018-863-1212（受付時間：銀行休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00）

http://www.akita-bank.co.jp

メールアドレス：info@akita-bank.co.jp

第10条 本同意条項の変更について

本同意条項について変更が生じた場合は、銀行は変更内容を申込者に通知または銀行が相当と認める方法により公告します。

個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)

第1条 (個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用)

- 1 エム・ユー信用保証株式会社（以下「エム・ユー信用保証」といいます。）は、エム・ユー信用保証が加盟する信用情報機関（以下「加盟先機関」といいます。）および加盟先機関と提携する信用情報機関（以下「提携先機関」といいます。）に申込者および保証委託契約者（以下「申込者等」といいます。）の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 2 エム・ユー信用保証は、申込者等にかかる本保証委託契約にもとづく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を加盟先機関に提供します。
- 3 加盟先機関は、下表に規定する情報を下表記載の登録期間にわたり登録します。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
登録する情報（当該情報の登録期間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込情報（照会日から6か月以内） ・ 本人を特定するための情報（契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間） ・ 契約内容および返済状況に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内） ・ 取引事実に関する情報（契約継続中および契約終了後5年以内。債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本契約にかかる申込みをした事実（エム・ユー信用保証が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間） ・ 本契約にかかる客観的な取引事実（契約期間中および契約終了後5年以内） ・ 債務の支払いを延滞した事実（契約期間中および契約終了後5年間）

- 4 加盟先機関は、当該個人情報、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 5 申込者等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。
- 6 加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名 称	株式会社 日本信用情報機構
連 絡 先	0570-055-955
ホームページアドレス	http://www.jicc.co.jp/
名 称	株式会社 シー・アイ・シー
連 絡 先	0120-810-414
ホームページアドレス	http://www.cic.co.jp/

なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名 称	全国銀行個人信用情報センター
連 絡 先	03-3214-5020
ホームページアドレス	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

第2条（個人情報の内容）

申込者等は、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の以下の個人情報を取得、保有し、第3条の利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用することに同意します。

- ①申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、国籍、運転免許証番号、住居種別、居住年数、家賃、家族情報、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、本社所在地、保険証種別、希望連絡先、連絡可能時間、預金口座等。
- ②本保証委託契約に関する申込受付日、与信判断結果、契約日、契約番号、領収書の取扱い、ご利用明細書の取扱い、書類の送付先、ご利用目的のほか、あきぎんローン「スマートネクスト（カードローン型）」をお申込みの場合はカード番号、借入極度額、支払タイプ、支払期日の設定方式、支払期日、あきぎんローン「スマートネクスト（一括借入型）」お申込みの場合は借入要項。
- ③本保証委託契約に関する契約開始後の利用残高、利用明細、返済状況。
- ④本保証委託契約に関する、申込者等の支払能力を調査するため、または本保証委託契約の途上における支払能力を調査するため、申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の資産、負債、収入、支出、ならびにエム・ユー信用保証が本保証委託契約以外のエム・ユー信用保証と申込者等との契約により取得した、カードおよびローン等の利用履歴、過去の与信判断結果および過去の債務の返済状況。
- ⑤加盟先機関から取得した申込者等の個人情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）。
- ⑥申込者等または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票、戸籍の附票等の公的機関が発行する書類（本籍地情報を含みます。）の記載事項。
- ⑦エム・ユー信用保証がボイスレコーダー等にて取得した申込者等の音声等。
- ⑧「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で定める書類の記載事項（本籍地情報を含みます。）、および給与明細書、収入証明書等収入を確認する書類の記載事項。
- ⑨登記簿等から取得した会社情報（代表者の氏名、生年月日を含みます。）、官報等から取得した破産・免責・民事再生情報、電話番号帳等から取得した電話番号情報、地図等から取得した地図情報および表札情報等の公刊物等からエム・ユー信用保証が取得した情報。

第3条（個人情報の利用目的）

申込者等は、エム・ユー信用保証が第2条の申込者等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。

- ①与信判断のため。
- ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため。申込者等の本籍地に関する情報については、債務者確認お

および所在確認のため。

- ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。
- ④申込者等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
- ⑤与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。
- ⑥エム・ユー信用保証内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。

第4条（個人情報の第三者への提供）

申込者等は、エム・ユー信用保証が以下の範囲で個人データを第三者に提供することに同意します。

- 1 エム・ユー信用保証は、保護措置を講じたうえで申込者等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。
 - ①株式会社秋田銀行（以下「銀行」という。）。
 - ②ホームページにて公表している提携会社。
 - ③申込者等の親族等。
 - 2 エム・ユー信用保証は、取得した信用情報機関の個人情報を除く、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。
 - ①第2条①から⑨の情報。
 - ②与信評価情報。
 - 3 エム・ユー信用保証から提供を受けた第三者は、第3条に記載された利用目的の範囲内で適正に利用します（この場合、第3条にある「エム・ユー信用保証」を「提供する第三者」に読み替えます。）。ただし、提供を受けた第三者が申込者等の親族等である場合には、申込者等の所在確認のために限ります。

第5条（金融商品等およびサービスのご案内）

申込者等がエム・ユー信用保証からのダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合は、以下の場合を除き、エム・ユー信用保証からのご案内をしません。

- ①第3条⑤のご案内を行うとき。
- ②申込者等がエム・ユー信用保証にアクセスをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。

第6条（個人データの取扱いの委託等）

- 1 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務を第三者に業務委託する場合に、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の個人データの取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。
- 2 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務について第三者と提携している場合に、エム・ユー信用保証とエム・ユー信用保証の提携先（以下「両社」といいます。）が、情報提供に関する取決めをしたうえで、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、両社がそれぞれ取得した信用情報機関の個人情報を除く、申込者等に関する信用状況および取引状況等の情報を両社が相互に提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1 申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で、エム・ユー信用保証に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。
- 2 エム・ユー信用保証が保有・登録している個人データの内容に不正確または誤りがある場合には、申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続に従い、法令等の範囲内で訂正または削除を求めることができます。申込者等の求めに理由があることが判明した場合には、エム・ユー信用保証は、当該個人データの訂正・削除をすみやかにを行います。

第8条（本同意条項に不同意の場合）

- 1 エム・ユー信用保証は、申込者等が、本保証委託契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項（変更後のものを含む。）の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約（または金銭消費貸借契約）の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることができるものとします。
- 2 第5条のダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合でも、これを理由にエム・ユー信用保証が本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約（または金銭消費貸借契約）の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることはありません。ただし、エム・

ユー信用保証の金融商品およびサービス等の提供および営業案内を受けられない場合があることを申込者等はあらかじめ承認します。

第9条(本保証委託契約が不成立の場合の個人情報の利用・提供・預託) 申込者等は、本保証委託契約が不成立となった場合であっても、申込者等が本保証委託契約にもとづく申込みをした際の個人情報について、エム・ユー信用保証が一定期間保有し、本同意条項にもとづき取扱うことに同意します。

第10条(問合わせ窓口)

第5条におけるダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申出、第7条における申込者等の個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問合わせは、エム・ユー信用保証コールセンター(03-6838-0005)まで連絡するものとします。

第11条(本同意条項の変更)

本同意条項について変更が生じた場合は、エム・ユー信用保証は変更内容をお客様に通知またはエム・ユー信用保証が相当と認める方法により公告します。

※エム・ユー信用保証の個人情報保護方針については、エム・ユー信用保証のホームページで公表しております。

<http://www.mucg.co.jp/>

エム・ユー信用保証株式会社
東京都新宿区西新宿1丁目6番1号

当座貸越契約〔(あきぎん)スマートネクスト(カードローン型)〕

私と株式会社秋田銀行(以下、「銀行」という。)は、エム・ユー信用保証株式会社(以下、「保証会社」という。)の保証にもとづく当座貸越取引〔(あきぎん)スマートネクスト(カードローン型)〕(以下、「この取引」という。)について、次の各条項を約定します。

第1条(取引の方法)

- 1 この取引は、私からの申込を銀行が承諾したときに成立します。
- 2 この取引は、銀行の本支店のうちいずれか1か店のみで口座を開設できるものとします。
- 3 この取引は、(あきぎん)スマートネクスト(カードローン型)利用申込書(兼当座貸越契約書兼保証委託契約書)等により口座開設したカードローン通帳(以下、「ローン通帳」という。)および専用カード(以下、「ローンカード」という。)を使用するものとします。
- 4 この取引における当座貸越(以下、「貸越」という。)は、ローンカードによるATMでの出金、ローン通帳による銀行本支店での出金によるものとします。ローン通帳による出金の場合は、銀行所定の払戻請求書に署名届出印捺印のうえローン通帳とともに提出するものとします。

また、銀行が認めた場合に限り、返済用普通預金口座(以下、「指定口座」という。)に当座貸越の代り金を入金する方法も可能とします。

なお、ローンカードおよびATMの取扱いは、別に定める「ローンカード規定」によります。

- 5 この取引では、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- 6 カードローン口座(以下、「ローン口座」という。)への入金には直ちに資金化できるもの(国内通貨または他預金からの振替など。)に限るものとします。

第2条(貸越極度額)

- 1 この取引の貸越極度額は、銀行および保証会社が決定した金額とします。
- 2 第5条第1項によって銀行が前項の極度額を超えて貸越を行った場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、直ちに極度額を超える額を返済するものとします。

第3条(利用限度額)

- 1 銀行および保証会社は私の信用状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。
- 2 私について次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は減額(利用限度額を0にすることを含む。)することができるものとします。

①本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。

②私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により減額が相当と認められたとき。

③私が満69歳を超えて期限更新をするとき。

- 3 私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行および保証会社は貸越限度額を上限として利用限度額を増額できるものとします。
- 4 この取引にかかる利用限度額の変更に關しては、銀行から書面により通知します。

第4条(契約期限等)

- 1 この取引の契約期限は契約締結日の2年後の応答日が属する月の末日とします。ただし、契約期限の前日まで当事者のいずれか一方から契約を延長しない旨の意思表示がない場合には、この取引の期限はさらに2年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2 前項の契約期限の延長に關し、銀行が審査等のために資料の提供または報告を求めたときは、直ちにこれに応じるものとします。
なお、財産・収入等について重大な変化が生じた場合または生じる可能性のある場合は、銀行からの請求がなくても直ちに報告します。
- 3 契約期限の前日まで当事者の一方から期限延長をしない旨の申し出があった場合は、次のとおりとします。
 - ①契約期限の翌日以降、新たな貸越は受けません。
 - ②契約期限満了日に貸越元利金がある場合は、直ちに貸越元利金全額を返済し、貸越元利金を返済した日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - ③契約期限満了日に貸越元利金がない場合は、契約期限の翌日にこの取引は当然解約されるものとします。

第5条(利息・損害金等)

- 1 この取引による貸越金の利息(保証料を含む。)および損害金の割合は、付利単位を100円とし、毎月銀行の所定の日に所定の利率および所定の方法により計算し、当該利息および損害金は貸越元金に組入れます。
- 2 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は下記のとおりとします。
年利 14.8%(年365日の日割計算)
- 3 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
この変更の内容は、あらかじめ銀行の店頭に掲示するものとします。

第6条(約定返済)

- 1 この取引にもとづく毎月の元金返済は毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)(以下、「約定返済日」という。)に約定返済日の前日の最終貸越残高に応じた、次の一定額を指定口座から自動引落しします。

約定返済日の前日の最終貸越残高	約定元金返済額
10万円以下	2,000円
10万円超30万円以下	5,000円
30万円超50万円以下	10,000円
50万円超100万円以下	15,000円
100万円超200万円以下	25,000円
200万円超300万円以下	30,000円
300万円超400万円以下	40,000円
400万円超	50,000円

- 2 約定返済日の前日の最終貸越残高が2,000円未満の場合は、約定返済日に、貸越利息および損害金を元金に組入れした後の貸越残高(以下、「組入れ後の残高」という。)と同額を返済するものとします。
ただし、組入れ後の残高が2,000円以上となる場合は、2,000円を返済するものとします。

第7条(返済の自動支払い)

- 1 第6条による返済は、銀行所定の方式による指定口座からの自動引落しによるものとし、銀行所定の払戻請求書によらずに引き落とし、毎回の返済に充当するものとします。私は、毎月の返済日までに返済金相当額を指定口座に預入れておくものと

ます。

なお、万一預入れが遅延した場合、銀行は預入れ後いつでも自動引落しができるものとします。

- 2 指定口座の残高が第6条で定める返済金額に満たない場合は、銀行はその残高をもって返済の一部に充当する取扱いは行わないものとし、この場合返済が遅延することになります。

第8条（随時返済）

- 1 第6条の返済によるほか、ローン口座に直接入金する方法により貸越残高の範囲内で随時に、任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類はローン口座に直接入金できないものとします。
- 2 前項の随時返済は、銀行の本支店またはATMによって行うことができるものとします。
- 3 返済が遅延している場合は、前各項にかかわらず随時返済は行えないこととします。

第9条（諸費用の引き落とし）

この取引に関し私が負担すべき印紙代および第16条第4項の規定による手数料等の費用は指定口座から銀行所定の日に銀行所定の方法で引き落としすることに同意します。

第10条（即時支払）

- 1 次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知催告がなくても貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払います。
 - ①第5条第1項に定める利息および損害金の元利組入れにより、貸越極度額を超えたまま1か月を経過したとき。
 - ②銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ③破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ④手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤第3号および第4号の他、私が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、または自ら営業の廃止を表明したとき等、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
 - ⑥私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押、また差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑦住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明になったとき。
 - ⑧相続の開始があったとき。
 - ⑨保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。
- 2 次の各場合に貸越元利金があるときには、銀行からの請求によって貸越元利金の弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払います。
 - ①私が債務の一部でも履行を遅延したとき。
 - ②私がこの規定もしくはその他銀行との取引約定に違反したとき。
 - ③この取引にあたり銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ④第6条に定める返済を遅延し、翌月の返済日に至るも返済金額相当を返済しなかったとき。
 - ⑤第18条にもとづく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容があったとき。
 - ⑥前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき。
- 3 前項の場合において、私が住所変更の届出を怠ったり、銀行からの請求を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとし、

第10条の2（反社会的勢力の排除）

- 1 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三

者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
 - 3 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、私と銀行の取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、私は銀行からの請求によって、銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

なお、この場合において、住所変更の届出を怠ったり、銀行側からの請求を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとし、
 - 4 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第11条（貸越の利用停止）

- 1 私に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、銀行は貸越の利用を停止できるものとします。
 - ①第5条第1項に定める貸越利息の元金への組入れ等により貸越残高が極度超過したとき。
 - ②第6条による返済を遅延したとき。
 - ③前2条の各項に定める期限の利益喪失事由が発生したとき。
 - ④銀行または保証会社に対する他の債務が遅延するなど、債務の不履行があったとき。
 - ⑤本契約に違反したとき。
 - ⑥私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。
- 2 私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行は貸越の利用の停止を解除することができるものとします。
- 3 第1項の取扱いにより当座貸越の利用が停止されている間、返済は第5条および第6条の定めによりおこなうものとします。

第12条（解約）

- 1 私はいつでもこの取引を解約できるものとします。その場合、私は銀行所定の方法により口座開設店に届け出るものとし、直ちにこの取引による債務を全額返済します。
- 2 第11条に定める貸越の利用停止の規定にかかわらず第10条および第10条の2の各項の事由があるときは、銀行はいつでもこの取引を解約できるものとします。
- 3 第2項によりこの取引が解約された場合は、直ちにローンカードおよびローン通帳を提出し、この取引による債務を全額返済します。

第13条（銀行からの相殺）

- 1 銀行はこの取引による債務のうち各返済日が到来したもの、または第4条、第10条、第10条の2および第12条によって返済しなければならぬこの取引による債務全額と、私の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず相殺することができます。
- 2 第1項によって相殺する場合には、銀行の事前の通知および所定の手続きを省略し、私に代わり預金の払戻しを受け、貸越元利金等の弁済に充当することができます。
- 3 第1項によって相殺、払戻充当する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず、約定利

率により1年365日とし、日割計算します。

第14条（私からの相殺）

- 1 弁済期にある私の預金その他債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- 2 前項により私が相殺する場合には、相殺通知書は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権証書、通帳等は直ちに銀行に提出します。
- 3 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定等の定めによります。

第15条（弁済充当の指定）

- 1 弁済または第13条による相殺の場合、銀行に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができます。
- 2 弁済または第14条による相殺の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序・方法により充当することができます。
- 3 私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができ、その充当に対しては、異議を述べません。
- 4 第2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して銀行の指定する順序・方法により充当することができます。
- 5 第3項第4項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については、期限が到来したのものとして、銀行はその順序・方法を指定することができます。

第16条（危険負担・免責条項等）

- 1 私が銀行に差入れた契約書等が、事変、災害、輸送途中の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、消滅、損傷または延着した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。
なお、この場合、私は銀行からの請求があれば直ちに代わりの契約書等を差入れます。
- 2 諸届その他の書類の印影（または暗証）を私の届け出た印鑑（または暗証）に相当の注意を持って照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし銀行になんら請求をしません。
- 3 ローン通帳、ローンカード、または印章を失ったときは、直ちに書面により銀行へ届出するものとし、この届出以前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
- 4 私に対する権利の行使・保全、担保の取立て・処分に要した費用ならびに私の権利を保全するため銀行の協力を依頼した場合に要した費用は私が負担します。

第17条（届出事項の変更等）

- 1 氏名、住所、印鑑、電話番号等その他銀行に届け出た事項に変更があったとき、または財産、勤務先等について重大な変化が生じたときは、私は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
- 2 私が前項の届出を怠ったり、銀行からの通知を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到達したものとします。
- 3 ローン通帳、ローンカードを喪失した場合の再発行は、銀行所定の手続きをした後に受けるものとします。
なお、銀行が必要とする場合は、相当期間を置くこと、ならびに再発行手続きにかかわる保証人を付すことに同意します。

第18条（報告および調査）

- 1 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。
- 2 私の信用状態について重大な変化を生じたときは、報告するものとします。

第19条（成年後見人等の届出）

- 1 私もしくは私の代理人は、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当行に届け出るものとします。
- 2 私もしくは私の代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その

他必要な事項を書面により当行に届け出るものとします。

- 3 私もしくは私の代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項第2項と同様に届け出るものとします。
- 4 私もしくは私の代理人は、第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も書面によって届け出るものとします。
- 5 第1項から第4項の届出の前に生じた銀行の損害については、私の負担とします。

第20条（合意管轄）

この取引に関する訴訟、調停および和解については、訴額に関わらず銀行本店またはこの取引の口座開設店を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第21条（契約の変更）

契約内容を変更する場合（ただし、第5条第3項による利率変更を除く。）、銀行は変更内容、変更日をあらかじめ私に通知するものとし、変更日以降は変更内容に従いこの取引を行うものとします。

第22条（債権譲渡）

- 1 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することができます。
- 2 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。私は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第23条（譲渡・質入れ等の禁止）

ローン通帳、ローンカードは譲渡・質入れまたは貸与することはいたしません。

第24条（入金案内等の委託）

私は、この取引にかかわる入金案内および延滞督促業務について、銀行が業務代行会社へ委託する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。

以上

保証委託約款

保証委託契約者（以下、「私」という。）は、次の各条項を了承のうえ、株式会社秋田銀行（以下、「銀行」という。）との当座貸越契約〔（あきぎん）スマートネクスト（カードローン型）〕（以下、「原契約」という。）にもとづき、私が銀行に対し負担する債務については、エム・ユー信用保証株式会社（以下、「貴社」という。）に保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

- 1 私が貴社の保証を委託する債務の範囲は、原契約にもとづき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、貴社が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行われ、また、制限の範囲内に保証内容が変更されても異議ありません。なお、保証内容の変更があった場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる貴社の保証債務は、免責事由が生じた場合を除き存続します。
- 2 原契約の内容が変更されたときは、本契約にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 3 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
- 4 本契約にもとづく保証委託の有効期限は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条（債務の弁済）

貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金ともに相違なく支払い、貴社に一切負担をかけません。

第3条（反社会的勢力の排除）

- 1 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から

5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③本契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第4条 (中止・解約・終了)

- 1 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 2 私が前条(第1項)に規定する暴力団員等であることが判明した場合、および下記の各号の一にでも該当した場合には、保証会社はこの保証を解約することができます。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑥私が銀行もしくは保証会社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由が生じた場合
- 3 前二項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。
- 4 原契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。
- 5 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
- 6 第1項又は第2項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第5条 (代位弁済)

- 1 貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。

- 2 貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が貴社に継承されることに異議ありません。
- 3 前項により貴社が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条 (求償権)

- 1 前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに貴社に支払います。
 - ①前条により貴社が代位弁済した全額
 - ②貴社が代位弁済のために要した費用の総額
 - ③前二号の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで、年14.6%の割合(年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算)による遅延損害金
 - ④貴社が私に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額

第7条 (求償権の事前行使)

- 1 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - ①銀行または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき
 - ②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき
 - ③租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④原契約または本契約の条項に違反したとき
 - ⑤その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき
- 2 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第8条 (弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、貴社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は貴社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について貴社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条 (通知義務等)

- 1 私の財産、経営、職業、地位、業況等について貴社から求められた場合、私はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
- 2 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに通知し貴社の指示に従います。
- 3 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私はただちに貴社に届出いたします。
- 4 私が前項の届出を怠ったため、貴社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第10条 (成年後見人等の届出)

- 1 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。
- 2 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。
- 3 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出いたします。
- 4 私またはその代理人は、前項1から3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
- 5 前各項の届出の前に生じた損害については、貴社に一切負担をかけません。

第11条 (公正証書の作成)

私は、貴社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第12条 (管理・回収業務の委託)

私は、貴社が私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営

業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

第13条（債権の譲渡）

私は、貴社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第14条（規約の変更）

- 1 約款の内容を変更した場合、貴社は私に通知または貴社が相当と認める方法により公告します。
- 2 変更内容に関する通知または公告がされた後に、私が原契約にもとづく取引をした場合、貴社は私がその変更内容を承認したものとみなします。

第15条（費用の負担）

私は貴社が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、かかる費用の支払いは貴社の所定の方法に従います。

第16条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、訴額に関わらず貴社本支店（営業所も含む。）所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

エム・ユー信用保証株式会社
東京都新宿区西新宿1-6-1